

第四十回 参議院建設委員會會議録第二十号

昭和三十七年四月五日(木曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

四月四日委員佐野廣君辞任につき、その補欠として岩沢忠恭君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大河原一孝君

理事 徳永 正利君

村上 春蔵君

武内 五郎君

委員

稲浦 鹿蔵君

小沢久太郎君

太田 正孝君

三木與吉郎君

米田 正文君

内村 清次君

木下 友敬君

田中 一君

田上 松衛君

小平 芳平君

村上 義一君

國務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

政府委員

建設省河川局長 山内 一郎君

建設省住宅局長 齋藤 常勝君

事務局側

常任委員 武井 篤君

会専門員

説明員

通商産業省企業局長 藤岡 大信君

局工業用水課長

建設省住宅局長 前岡 幹夫君
建築指導課長

本日の會議に付した案件

○首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○建築物用地下水の採取の規制に関する法律案(内閣提出)

○委員長(大河原一孝君) ただいまから建設委員會を開会いたします。

本日はまず先議案件としての首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案、次に建築物用地下水の採取の規制に関する法律案に対する質疑を行ないます。

まず初めに、首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず提案理由の説明を願います。中村首相閣僚整備委員長。

○國務大臣(中村梅吉君) ただいま議題と相なりました首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその趣旨を御説明申し上げます。

首都への産業と人口の過度集中を防止し、首都の機能を十分に発揮せしめるよう諸般の施策を強力に講じますことは、現下喫緊の要務であることは申すまでもないところであります。この

ため、人口増加の原因となる施設の増設の制限措置をさらに強化することとし、さきに御説明申し上げましたように、本国会に、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の改正案を提出いたしましたのであります。

首都の過大都市化を防止し、首都圏の秩序ある発展をはかりますためには、一方ではこのような制限措置を強化する反面におきまして、他方、これを受け入れる市街地開発区域、すなわち工業衛星都市の育成発展につきましても、積極的な施策を講ずる必要があるのであります。

このため、首都圏市街地開発区域整備法に基づきまして、現在まで、すでに十六地区において工業衛星都市の建設に着手し、これらの地区においては、都県の加入する一部事務組合または日本住宅公団等において、工業団地の造成を実施いたしている現状であります。

この市街地開発区域の育成発展は、工業団地の造成が適正に、かつ円滑に進むかいかにかかっているものであります。現行の市街地開発区域整備法におきましては、工業団地の造成に関する規定が不十分でありますので、これが円滑な造成に資しまして、適正かつ円滑な実施を確保いたしますための規定を設け、市街地開発区域の育成発展を強力に推進する必要があるものであります。これがこの法律案を提案する理由であります。次にその要旨を申し上げます。

まず第一は、この工業団地造成事業の実施の方法についてであります。すなわち工業団地造成事業は、市街地開発区域に関する整備計画に基づいて行なわれるのであります。これを実施するにあたりましては、一定の条件に該当する土地の区域について、工業団地造成事業を施行すべきことを、都市計画法の定める手続によつて、都市計画として決定することができるといたしましたのであります。

第二は、工業団地造成事業は都市計画事業として施行することとし、その施行者は都県もしくは都県の加入する一部事務組合または日本住宅公団といたしております。

第三は、工業団地造成事業の円滑な施行を確保するため、測量及び調査のための土地の立ち入り、障害物の伐除等の権限賦予並びに建築行為等の制限の措置を講ずることとしたのであります。

第四は、工業団地造成事業のための土地等の取用であります。施行者は工業団地造成事業の施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行すべき区域内の土地等につき、これを取用することができるといたしましたのであります。この取用につきましては、特別の規定を除き、土地取用法の規定を適用することとしたのであります。

第五は、造成敷地等の処分管理計画であります。施行者は、工業団地造成事業による造成敷地等の処分及び管理に關する計画を定めて、首都圏整備

委員會に提出しなければならないこととしたのであります。

なお、首都圏整備委員會は、この処分管理計画の提出を受けた場合におきまして、関係行政機関の長の意見を聞いて必要な変更を求めることができることとしたのであります。

第六は、製造工場等の敷地の譲受人の公募及び選考方法についてであります。施行者は工業団地造成事業により造成された製造工場等の敷地につきまして、その譲受人を公募することとし、また施行者が譲受人を決定する場合におきましては、工業等の制限に關する法律による工業制限区域から工場等を分散するものを優先して選考する等、選考にあつての優先順位の規定を設けたのであります。

第七は、譲受人の義務に關する規定であります。施行者から造成工場敷地を譲り受けた者は、製造工場等の建設計画を定めて施行者の承認を受け、この計画に従つて建設すべきこととしております。

また、一定期間は譲り受けた造成工場敷地の譲渡または賃貸等につきましては、施行者等の承認を受けしめることとし、造成工場敷地の適正な使用を確保することとしたのであります。

最後に、租税特別措置法の一部を改正して、土地提供者等の譲渡所得等に對する所得税または法人税の軽減措置を、工業団地造成事業のための取用の場合にも認めることの規定を設けたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませ。ようお願ひ申し上げます。

○委員長(大河原一孝君) 御苦勞さまでした。次に、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。同じく提案理由の説明を願います。中村建設大臣。

○國務大臣(中村梅吉君) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律は、首都における産業及び人口の過度の集中を防止するために、東京都及び武蔵野、三鷹市を工業等制限区域とし、この区域内においては製造業の営む工場、作業場並びに大学、高等専門学校及び各種学校の教室の一定規模以上のものについては、制限施設として許可を受けなければ新設できないこととしております。昭和三十四年四月施行以来約三年を経過したものであります。

この法律の施行その他の人口の過度集中防止の諸対策を実施して参ったのであります。首都の現状を見ますと、依然として人口集中はやまない状況であり、交通難の異常な深刻化を初めとして、生活環境の悪化、公共施設の不備等、都市過大化による弊害はとみに深刻の度を加えている状況にあります。

これが対策といいたしましては、市街地開発区域の整備によって首都に対する産業と人口の流入を防止することにも、首都人口の分散をはかる一方、工場、学校等の新増設に対する制限を強化して、首都に対する産業及び人口の集中を抑制することがきわめて緊要と考えられるのであります。

この観点から、改正案におきましては、第一に、制限施設の規模につきまして、工場の作業場については、従来千六百平方メートル以上であったものを千平方メートル以上に、大学及び高等専門学校の教室については、従来二千平方メートル以上であったものを千五百平方メートル以上に、各種学校については、従来千平方メートル以上であったものを八百平方メートル以上に、それぞれ引き下げるとともに、以前に制限施設であつてその後制限施設でなくなつてしまったものを再び制限施設にしようとする場合、及び許可を受けて制限施設を設けた者がその団地内で拡張をしようとする場合には、従来は許可を受ける必要がなかったのですが、これをいずれも許可を受けなければならぬことにしようとするものであります。

第二に、工業等制限区域になったときに、すでに存していた施設については、従来は、届出をした場合には、その団地内では、無制限に拡張することができ、また届出をしない場合でも拡張が基準面積に達するまでは許可を必要としなかったものであります。これを新設の場合と同じように許可を受けなければならぬことにしようとするものであります。ただし、学校については、教育の公共性等を勘案いたしまして、改正法の施行の日から三年間、また理工科系の大学及び高等専門学校については科学技術教育の振興の観点から当分の間、改正法の施行の日における団地の区域内で施設を拡張しようとする場合においては、許可を必要としないこととしようとするものであります。

第三に、国に対しては、従来は「許可」を「承認」と読みかえて適用されていたものであります。施設を管理する行政機関の長と東京都知事の協議にこれを改めようとするものであります。

以上がこの改正案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいませ。ようお願ひ申し上げます。

○委員長(大河原一孝君) 御苦勞さまでした。両案についての本日の審議は、この程度にいたしたいと存じます。

○委員長(大河原一孝君) 次に、建築物用地下水の採取の規制に関する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言を願います。

○武内五郎君 建築物用地下水の採取の法案につきまして、二、三質問を申し上げます。

この法律案を提出された政府当局が、今日深刻な状態になつておられます。地盤沈下の実情を認識されて、その最大の原因であります地下水の採取に対する強力な規制を内容とした、本案を提出されたことは、私も心から実は喜んでおるのであります。それで本案に対する概略としては私は異議がないのでありますけれども、二、三質問を申し上げます。

それは第一は、地盤沈下の最大の原因であります地下水のくみ上げ、その揚水設備の吐き出し口が断面積六平方センチメートル以下のものは規制から除外される。六平方センチメートルの井戸でも、今日実は動力付の揚水機等を使用いたしますと、一日五百ト

ンのくみ上げが可能だと聞いております。そうなる参りますと、動力を用いるすべての揚水施設に対して規制する必要があるのではないかと。六平方センチメートル以下の断面積を持つ揚水機であっても、規制を要するのではないかと、こう考えるのであります。ただ規制の対象になりますその許可の認定の場合、これは私も技術的な面は存じませんが、かなり技術的な関係があるかと存じます。いづれにしてもはっきりした方針を持つていかなければ、かなり乱雑な状態になるのではないかと考えるのですが、その点について最も妥当な方法をどういふふうに考えられるか、まず第一にそれをお聞きしたいと思います。

「委員長退席、理事村上春蔵君着席」

○政府委員(齋藤常勝君) ただいま御質問のごさいました。吐出口の断面積を六平方センチにいたしました。それ以下のものについては、法律の規制の対象の外に置くことについて、どうであるかという御質問でございます。私も、六平方センチというものを基準にいたしまして、それ以下のものについては法律の対象から、はずすというのを考えました。その趣旨は、簡単に申し上げますと、これは非常に小規模なものでございまして、主として家庭用のポンプであるとか、そういうようなもの、したがって、日常生活の飲料でありますとか、そういうようなものに使うポンプということでございますので、こういうものは一応対象の外にして、一般の日常生活に支障のないようにしようではないかということでございます。

す。実際に六平方センチと申し上げます。一インチの管でございまして、これにくみ上げる場合の対象になる地下水というのは、いわゆる浸潤水と申しまして、浅いところで、水がポンプで掘ることによって浸透してたまつて参ります。その水を取るような、その程度の水しか取れないわけでございます。したがって、一般の地盤沈下にはほとんど影響がないという関係に立つて、このようにきめたわけでございます。これによってどれだけの水が取れるかというのを考えて参りましても、一日中フルに回転してもせいぜい二十トン前後しか取れないわけでございます。そういう点から、断面積六平方センチというのをきめたわけでございます。

○武内五郎君 六平方センチメートル以下のものは大勢に影響ないというのであります。かなりそういうのがたくさん掘られる場合に、たとえば一つのビルの中で、六平方センチメートル以下のものを数個または十数個掘った場合には、もちろんこの第何条ですか、二条ですか、四条ですか、これが適用されて合計されてくる、こう考えられるけれども、そういうのがたくさん出てくる可能性があると思うのですが、私は、かなり強い規制をこれに加える必要があるのではないかと思ふのですが、もう少し明確にしたい。○政府委員(齋藤常勝君) 何本も井戸を掘りまして、それでやるということでは、非常に合計が多くなるから困るのではないかと一応お話をございませうが、第二条の二項で書いてあります。吐出口が二以上ある場合は、その断面

積の合計、と書いてございますのは、これは一つのポンプから二つの吐出口を持つておるといふような場合において、合計するといふこととございませう。同一敷地内に何本も掘れば、非常に多くの揚水量になって、そのために支障を来たすのではないかと御意見でございますが、これはまことにごもっともな点でございますけれども、実際問題といたしましては、隣接してポンプを作りまして井戸を掘りますと、近接した場合におきましては揚水量が非常に減つて参ります。したがって、ましては実際問題としましては、そういうことはあまりやらないわけでございまして、それから経済的にも、そういうことになりまると、一トン当たり水のコストというものが非常に高くなります。揚水量が十分とれませんから、そのために高くなるというところで、経済的には引き合わないというところとあります。これに加えて、この揚水の場合におきましては、建物がある程度の規模を持つておる場合でございまして、これによって大体一建物について何本掘るといふようなことはあまり考えられませんが、そういう点では支障がないというふうに考えて、規定した次第でございます。

さらに、附則の第二項であります。が、地盤沈下に伴つて高潮、出水等による災害発生のおそれのある地域については、既存の設備の使用できる猶予期間は、これを一年または六カ月に短縮することになっている、こうなつて参りますと、これはできるだけの猶予期間といふものは、実は短縮していただきたいのであります。特に私は先年大阪、尼崎等の沈下地域を視察して痛切に感じて、その激しい状態を見て参つたのであります。これはもう少ししたとせばできるだけの期間を、施設を転換するためには一年以内、もう六カ月くらいに私は短縮していかなければ、かなり大きな影響が今後出てくるのじゃないかと考えられます。私が先年見て参りました大阪、尼崎等の激しい沈下状態の地域に特に適用されていくものであるか、その点をお伺いしたいのであります。

○政府委員(齋藤勝君) ただいま御質問のございました猶予期間の問題でございますが、地域指定の日から起算いたしまして二年を下ざる期間で、省令で定める期間といふことにいたしてこのような転換をいたします場合に、二年はどうかともかかるとは、御承知のように主としてこれは冷房用水の規制でございますので、冷房と申しますのは夏期において使用するということは当然のこととあります。そうしますと、やはり転換をいたしますのに一年に一度しか夏はございせんので、その間のところで転換の工事をしなければならぬ、そういうようなことがございましていろいろ検討いたしました結果、原則として二年が適当である、こういうふうになつてきたわけでございまして、しかしながら、地域によりましてその沈下の状況でございます。かあるいは地下水の状況等から考えまして、それよりもさらに一年延ばしても差しつかえないというところもあるであらうといふことで、「省令で定める期間」ということで弾力性を持たしてあるわけでございまして、しかしながら、一方大阪市のごとくに現在非常に地盤沈下がはなはだしく、しかも急速にこれを転換する必要があるという地域も考えられますので、先ほどお話がございましたように、附則の第二項で特例を設けまして、そういう地域につきましては、六カ月または一年急に地盤沈下防止の目的を達したいと、こういうふうに考えたわけでございませう。

ところで大阪市につきましては、現在考えておりますのは、市の条例によりまして浪速区、東区、西区、南区、北区、合計五区におきましては、現在市条例によつて規制をやつておるわけでございます。その地域につきましては、この特例の六カ月を適用してはいかがであらうか、というふうな考えを現在持つておるわけでございませう。そのほかの工業用水の規制地域として指定しております東淀川であるとか、西淀川等の地域につきましては、これは一年程度というようにしてはどうであらうかといふことで、十分地元の御意見等もお聞きいたしました。また通産省の工業用地域、工業用水の関係等も十分調整いたしまして、そのような指定の仕方をしておるというふうに考えておる次第でございます。

○武内五郎君 一体用水施設の転換に技術的にどれくらい期間を要するものですか、大体において。これは水道等の関係もありましようが、たとえばクーリング・タワーを設置するとか、そういうような関係から一年もかかるものですか。三、四カ月でできないものでしょうか。

○説明員(前岡幹夫君) お答え申し上げます。既存の地下水を使用いたしまして冷房設備を、地下水を使用しない冷房設備つまり普通クーリング・タワー方式の冷房設備に切りかえますためでございます。現在までの概況を申し上げます。これはかなりの工事を要するわけでございます。現在のクーリング・タワーの設備につきましては、これは今までの需要が比較的散発的に出ておりました関係上、この設備もどちらかと申しますと、そのつどと発注される、ということになっておりました。したがって、いまして個々の設計で行ないます関係上、若干の日数を要する、こういう結果になっておりました。最近の傾向といふことは地下水に頼れないというふうなことで、非常にクーリング・タワー・システムは普及して参りまして、だんだんこれが規格型と申しますか、規格的に作られる傾向にだんだんなつてきつたわけでございます。そういうことで機械そのものの転換には、そう大した時間を要しないかと、こう考えられるわけでございませう。ただしこのクーリング・タワー・システムでは御承知のように屋上に水槽を載せるわけでありませう。屋上に水槽を載せ、そこで噴霧状にして、まあ気化熱で水を冷やす、こういうシステムでございますので、勢い屋上にかんがりの水量、つま

り重量物を載せる、こういうことにな
るわけでございます。したがってこの
クーリング・タワーの冷却塔を作るこ
とと、それからそれに伴いまして、若
干建築物自身に對しましても補強工事
をしなければならぬ場合があるわけ
でございます。そういうようなことを
勘案いたしますと、ものによりまして
はかなりの日数がかかる、こういうこ
とが一般的にいえるんじゃないか、こ
う考えます。

○武内五郎君 なぜそういうことを私
はお伺いしたかと申しますと、大阪市
の例で三十四年度に制定しました市条
例がございまして、この条例によつて規
制を設けて、もう真剣な努力をし
ておるようでありますが、なかなか転
換の速度、それから沈下の鈍化とい
うことが容易に見られないのでありま
すので、特に私はそういうことをお伺
したのであります。

それですらにお伺いしたいのは、そ
れほどとにかく大阪、尼崎等の低地
ではこういう強い規制を期待して
おることはもう大へんなものでありま
す。そこで先ほどお伺いした政令に
よつてこれの許可基準等を定めること
になつて参ります、特にその基準の
きめ方に、せつかくのこういふ法律も
その効果を減殺されるのではないかと
考えられますので、私は特に希望して
おきたいことは、こういう法律の効果
を最もよく上げられるように政令をき
めていただきたいのであります。特に
大阪等においてはもうすでに海面下に
沈んでおる、一たび台風、高潮、
出水等の災害が発生するようになこと
があるとするならば、尼崎は私はほぼ九
割ぐらい、大阪は五割をこえる地域が

に要する費用と申しますか、その資金
の確保という問題につきましては、本
法におきましても第十六条で、国は「資
金のあつせん、技術的な助言その他の
援助に努めるものとする」という規定
がございまして、国も公共団体もこ
ういふふうな点で協力して援助に努め
るというふうな点で協力していただ
きます。そこで、国といたしましては
何らかの融資の道を開きたいというこ
とで、実は私も三十七年度の予算要
求におきまして、転換資金に対する融
資というところで、別のワケを設けると
いうことで努力したわけでございま
すけれども、微力のいたすところで、そ
の点は十分な成果を上げるに至らな
かつたわけでございまして、今後とも
努力をいたしたいと考えておる次第で
ございますが、ただ、開発銀行等は
中小企業金融公庫等におきましては、
若干でございますけれども、特定の
業種に對しましてはこの転換のための
設備資金を貸し付ける、という道が開
かれてございまして、その点におい
てできるだけ十分に融資がいくように
現在話を進めてございまして、さらに
十分なものになるように努力いたした
い、こういうふうに思つておる次第で
ございます。

○木下友敏君 ちょっと関連。その転
換のために必要な金融措置というので
要求された額はどれくらいですか。そ
して同時に、一体どれくらいあればこ
こ二年間に転換ができるかということ
の積算等について詳しいものを知りた
い。

○政府委員(齋藤勝君) 私どもが要
求いたしましたときは、大阪市につ
きまして問題を特にあげまして、それ

資金を考えたが、その場合に二年
間に約四十四億程度の所要資金が要
する。そこでこの半分ほどぐらいを少
くとも融資しようということで、二年
間にわたつて二十億程度、初年度は十
億程度の金を使つて参りたいというよ
うな考えで要求したわけでございま
す。その後折衝の段階においては若干
またそれよりも下がつた場合がござ
いますけれども、大体そのような考
え方で進んでおります。

○木下友敏君 その積算の基礎は、た
とえば建築物の単位面積について、ど
れくらいの金があればタワーができる
かというふうなことでですね。それと大
阪の現状、大阪はこの間陳情にも見
えましたが、非常に必死になつてお
られるから、私はそのあたりの要求
が通らなかつたというところは、非常
に残念と思うから聞くのですが。

○政府委員(齋藤勝君) 転換に要す
る設備資金は、大体におきまして、一
坪につきまして六千円ないし一万円と
いうような程度を考えておつたわけで
ございます。したがって、二千坪
のビルディングでございまして、約二
千万円かかるというふうなことでござ
います。

○木下友敏君 ついでに聞いておきま
すが、まあ一応大阪にしておきます
が、東京にもたくさんございまして
が、必要坪数というのはいくら
ですか、転換しなければならぬ。今坪
あたり六千円ぐらいだと言われました
が、どれくらい大阪では転換しなけ
ればならない坪数があるのですか。東
京にもまたそれがあつたらしくらい
でございます。

言つて、われわれが転換しなければ
ならないという設備を調査いたし
ました結果、約二百件ぐらいのものが
ございまして、既存の設備で、それ
を全部計算いたしました結果が、
先ほど申したように四十四億ぐ
らゐ、これは昨年の調査でございま
すので、その後若干のいわゆるクーリ
ング・タワー・システムの規格化とい
うことで、値下がりということが考
えられますけれども、一応昨年の調査
はそういう結果が出ておるわけでござ
います。したがって逆算すれば大
体坪数が出てくる、そういうことで
ございます。

○木下友敏君 幾らですか、坪数。
○説明員(前岡幹夫君) 約四十万坪で
ございます。

○木下友敏君 今の坪当たり六千円と
いふのは、家の補強とかそういうもの
を言つてのことと思つて、それで
しうね。

○説明員(前岡幹夫君) はい。
○木下友敏君 それから口径が六セン
チ平方メートル以下のものは今度の法
律には入つてこないわけですが、それ
で済む冷房装置というものは、窓の
ところに置いてあるあの小さいあんな
ものか、あるいは畳一枚ぐらいな大
きさの冷房がよく方々に置いてある。
あんなものが六センチ以下で済むの
か。そういうものが今、大阪あるいは

東京でどれくらい使われておるか。六センチ以下のものでもよい使えば、さつき武内君のお話のように有害でありはしないかと思いますが、そういうものの合計というのを大体つかんでおられますか。

○説明員(前岡幹夫君) お答え申し上げます。六平方センチというのとは先ほど御説明ありましたように、家庭用の井戸で一日にせいぜい二十トンとか三十トン、こういう程度であります。実際の建物の冷房に要します水の量、これは地下水等の温度差によって大体もろきまってくるわけでございまして、普通のビルにおきましては一平方メートル当たり一日の地下水の使用量が〇・一トン要るわけであります。したがって、いまして大きなビルになりますと一日に四千トンあるいは五千トンというような大量の水をくみ上げるわけでございまして、したがって六平方センチ一日パイプでとります井戸の水と全然オーダーが違ふわけであります。そういう意味で、まあ六平方センチ以下のものは法律の対象外にしてもいいんじゃないか。それから先ほどこれも御説明ありましたが、六平方センチメートル以下のものとするのは、いわゆる地層にしみ込んでおる水が穴を掘るとしみ出してくる、それをくみ上げるわけでございまして、大体の場合、いわゆる地盤沈下に関係のある地下水ではない、こういうことがいえるのじゃないか、こう考えております。

○木下友敬君 ちよつとも一つ。それで六平方センチですか、それ以下のものなら幾ら使ってもいいということなんですね。それは問題にならない。どんなにふえてもいいということですね。

○説明員(前岡幹夫君) そういうこととございまして、地盤沈下にはほとんど関係がない、そして幾ら使ってもいいかと、こういう御質問のようでございまして、これは今申し上げましたように、地層へしみ込んでおる水でございまして、これは限度があるわけでございまして、先ほどちよつと御質問がございましたように、たくさん井戸を掘つたらどうかという御質問がございまして、たくさん掘ると勢い水がなくなってくる、こういうことになつてくるわけであります。

○田中一君 ちよつと要綱で質問しますが、この地域の指定地盤が沈下している現象というものは、まあ大阪、東京等は大体において建築確認申請を許可した場合に、これには当然そうしたボーリングをやりますからわかりますが、そうでない場合にはそれが認定する、科学的な調査をだれがするのかですね。

○政府委員(齋藤常勝君) 地域の指定は建設大臣が責任大臣となりまして政令で指定するわけであります。したがって、建設省が責任を持って調査をいたすわけでございまして、当然この法律に書いてございまして地元の意見を聞いてやるという建前でございます。

○田中一君 建設省が直接に科学的調査をするというならば、その予算の裏づけはどれくらいになりますか。

○政府委員(齋藤常勝君) この調査につきましましてはもとより建設大臣が責任を持ってやるわけでございまして、いろいろなデータと申しますのは、各公共団体で観測所を設けて水位の観測もやっております。それから地質調査などの調査をやっております。それから

また建設省の国土地理院でも地盤の高さについての調査をしておる。そういうような調査を集大成いたしまして、そのデータに基づいて検討をするというわけでございまして、さらに建設省自体といたしましては三十七年度の予算におきまして、三十六万円ばかりを計上しております。これによって水位の観測をいたす予算が計上されております。

○田中一君 一体どの地域を指定しようとするのか。三十六万程度のものでは、少なくとも今までの国民の既得権というものが、制限を受けるということになるならば、納得する形の科学的調査というのによつてそれを立証しなければならぬのです。三十六万円程度の金でできると思ふのですか。やはり地方負担というものにならざるを得ないのじゃないですか。

○説明員(前岡幹夫君) この調査につきましては、一応建設省が責任を持って調査するということになるわけでございまして、それで建設省国土地理院の調査ももちろんございまして、さらにこれはまあ既存の資料が一番必要なわけでございまして、この点につきまして地元その他で多年にわたつて調査——特に大阪の場合にはかなり古い時代から精密な調査ができております。そういう調査資料を集めておきまして、こういう工合に考えております。

なお、先ほど申し上げました三十何万円というのは、これは地域指定のための調査の費用でございまして、現在たくさんございまして地下水の状況を調べます観測井の調査に要する費用

でございまして、観測に必要なお金でございまして。

○田中一君 新潟市の地盤沈下問題でも非常に今まで議論されておったんですけれども、日本瓦斯工業では、あれはガスの採取によるところの地盤沈下ではないかといつておる。これが相当大きな力となつてわれわれの耳に入つておるわけですか。ところが結局地下水のくみ上げによつて地盤沈下というものは促進されるのだという判定が出て、この新潟市におけるところの地盤沈下というものは、一応終始符を打った形になつておるんです。この地下水のくみ上げをするのは私企業が多いわけですか。したがってもしもそれを規制しようとするならば、国が責任を持つというならば、民間あるいは建築をしようとする人たちが、ボーリング調査をするというその以外に、国がしなけれはならぬと思うのです。データがあるといつたところが、そのデータというものは、これは間違いないと思ひます。思ひますけれども、これは実際問題に向かつて納得させるということとはできないわけですか、自分でやってみなければ。そういう点が非常にあいまいであるという事です。さらに、国が責任を持つけれども、地方公共団体の責任において調査をさせるのだというならそれでもいいのです。むしろ同じような調査の方法で、国が示す方法で行なわしめるのでしようからいいと思ひます。しかしやっぱりその次に、要綱の第三にあるように、政令でもって掘水設備の技術的水準というものがあつたらば、調査をする技術的水準というものがなければならぬ。そういうものがあつたらば、

のがあると思ひますからそれを出していただきたい。そして、いつも地方公共団体等にやらせるならば、地方公共団体は、おそらく建築をしようとする人たちに、ボーリングさせると思ひます。その信憑性というものをどこで証明するかということ。これは地方公共団体が自分の力でそれをやつた場合に、金が相当かかります、そんななまやさしいものじゃないんですよ。かりに三百メートルのところ一本ボーリングすれば、どんなに安くたつて五、六百万円はかかるのですよ。そういう費用をどうするかということですね。人にやらしておいてそのいい悪いを判断するのはおかしい。国が責任を持つならばその点を明確にしてもいい。民間がやつても、その調査は正しいかどうかを証明する方法を示していただきたい。国が責任を持つならば、地方公共団体にやらせるならば、地方公共団体の費用を見るのか見ないのかです。そういう点も、今後現状地というものは、あるいは沖積層というものは必ず地盤沈下をするものなんです。ことに臨海工業都市というものを国は助成して促進させています。したがって、そういう現象は至るところにあり、起こりつづめる。起こるはずなんです。そういうものがあつちにもこつちにも出た場合、おそらく全部建設大臣は指定するでしよう。その場合の費用の負担というものを考えなければならぬと思ひます。これはただ単にボーリングするだけの費用ですよ。クレーン・タワー式のもの、そんなものは直接関係ないです。経過措置としてクレーン

リング・タワーの問題も考えるんであって、技術的な調査をするという点とはやはり国の責任なんです。その点には特に明確にしたい。それから、それから深度は、御承知のようにパイプの口径によってその深度というものはおのずから制約されるという話ですから、これはいいと思います。やつてからなんさい。それでもって悪かったらまた直せばいいんです。いいでしょうと思ひます、そういうことで制限しようというの。

それから今の第三の、建設省令で定める技術的基準というものの政令をひき出していただきたいということ。そこで総じて、先ほど言っているように、臨海工業都市というものに対する促進方を政府としては考えておられる。そこで必ずその現象が起るわけですよ。今地盤沈下していない、そこで三つも四つもどんどんボーリングして地下水をくみ上げるといふこと。それは少数の場合にはその現象はないですよ。現象がないからくみ上げ得るんですよ。いよいよ急速に地盤沈下が行なわれるときに、やつちやいけませんとよ。迷惑な話なんです、私企業としては。だからそういう点は、臨海工業都市として考えているところでは国がボーリングして、ここはいけな

い、あそこはいけなというのをしなければならぬ。最初に、まず先にしなければならぬのです。現象が起きてから初めて規制するということであつてはいけな、そういうことじゃいけない。法律とする以上これは必ず起り得るという技術的な判断がなし得るんです。不可能じゃないんで

す。だから、だれかの責任においてその点をばつきりと——今後の問題です。経過措置としては今のように行き方でも、今後の臨海工業都市に対する対策というものは重要になるわけなんです。その点建設大臣どうお考えになりますか。

○国務大臣(中村梅吉君) 御承知のとおり、今当面非常に問題になっておりますのは大阪でございますが、大阪につきましてはすでに大阪府、市等において相当綿密な調査ができておりますので、これに基づいて大体指定する区域あるいはその制限の程度、こういうことを予定いたしておるわけでございますが、その他今田中さんから御指摘のごさいましたように、もっと視野を広く、これから開発される臨海地域とか、大阪のように緊迫した問題になっていない区域もたくさんございます。これらにつきましましては私どもとしては、現在地盤沈下対策審議会もござい

ますから、こういうところの審議会等にも願ひまして、根本的な方策は、法律が制定されましてから実施の面で、ひとつできるだけ早期に基本的な調査審議を進めまして、そうして逐次でき

づけば何もないじゃありませんか。現在、そういうことを言っているうちに、どどん建つていくんですよ。工場が、地盤沈下の現象が著しいから転換させようといったところが費用が余分にかるんですよ。そういうものの二重投資はおやめなさいということ。計画性ある政治を行なうていただきたいということなんです。裏づけがない

じゃありませんか。現にやつておられます。大阪は大事だというけれども、どどんやつておられるんですよ。東京の周辺だつてそうです。地下水のくみ上げによつては著しい地盤沈下の現象が起つてくることは明らかなんです。そういうものに対する責任というものは政府が負うのか、東京都が負うのか、あるいは千葉県が負うのか、負うなら負うでよろしい。それにはそういう技術的調査をするという裏づけがな

くちやならぬということ。私はちよつと時間の関係があるからこれで失礼しますけれども、その点は十分にほかの委員の答弁のときには答弁して下さい。それがなくちゃ何にもなりませんという事です。あとからあとから追つかけていくんじやいけません。先に手を打ちなさいということ

です。○田上松衛君 田中委員がせつかく質問されたので、関連して申し上げたい。こう考えておつたのですけれども、退席されたらたから仕方がない。建設大臣にあらためて繰返すことになりますけれども、この際お聞きしておきたいと思ひわけなんです。今田中委員が触れておつた問題のことで、地盤沈下の主たる原因が地下水採取によるものかどうかというこ

との技術的な調査、これが一番大事なことであることは言うまでもない。規制地域の指定を建設大臣が政令に基づいてやるんだという関係から、これらの調査は当然建設省に責任があるんだという御説明、もちろんそのとおりでなければならぬ。ところがさつきお聞きしてあせんとせざるを得なかつたことは、これらに要する費用がわずか三

十六万円しかないのだ。一体こんなもので何ができるのかというところなんです。主たる要因は、当面必要となつてくるのは、大阪市の問題だ。ところが大阪市では、すでに長年ずっと完全だと見られる調査がなされておるから、そこに資料を求めるのだ、したがつてこれについて要するの、裏から聞きますならば、それ大した調査費も要らぬのじやないか、というふうな工合な印象を受けたわけなんです。大阪に限

りましてそれだとしても、大阪に限らないわけなんです。すぐ隣の尼崎がある。あるいは最近非常に日に日に心配している四日市等がある。その他も数限りなくそういう場所もあるわけなんです。それらに対する調査を三十六

万くらいでやつた、一つの近代的な機械を持つだけでも二百万や三百万かかるのじやないかと思ひますよ、一個の機械ですら。そうすると、実際の調査なしに、結論言うならば、その地域で騒いで心配しておつたものを、しろうと向きに手当てしていくということにしかならぬのじやないのか。こういうことをもとにしての地域指定というものは、これは非常に国民から疑惑を受けるのじやないかということを感じ

わけなんです。その点についてもっと明確に、いわゆる調査についての裏づけを、こうこうこういうことをするんだから、まあ今後は十分ひとつこうした不安のないようにしようぞという、国民へ向けて安心できる説明をひとつお願い申し上げます。まあそこからお聞きいたします。

○政府委員(齋藤常勝君) ただいまお話のございましたこととは、四日市でございます。それから、あるいは尼崎であるとか、そういうような大阪以外の問題になるような地域は、主としてすでに工業用水の規制地域として指定されておるわけでございます。したがって、今までの調査もございまして、それから今後出てくるであろうというところにつきましましては、やはり先ほど申し上げました三十七万四千程度の予算というものを、これは京浜でございまして、中京地区でございましてとかあるいは阪神地区と、そういうところろで調査をしていくというわけでございます。さらにまたこのようないろいろのデータというものは、地質調査所で調査するものとか、あるいは国土地理院で調査するものとかいろいろのものがございます。そういうものを先ほど申し上げましたように集大成しまして、そして検討するわけでございます。先ほど大臣からもお話がございましたように、さらにまた地盤沈下対策審議会等にも十分に諮問いたしまして、ここで検討していただく。また関係省の通産省とも十分連絡をとつてやつていくということで、支障がないようにいたしていきたくて考えておる次第でございます。

○田上松衛君　そうあるべきだと考えておるわけなんですけれども、ただ心配する点は、いつでも逃げ口上に言われる、不十分であるけれども何しても予算の範囲がどうだこうだということ

を言われるので、これら裏づけになります問題は、今お聞きすればするほど金が必要になってくると思うんですが、これらに対しては心配しなくてもしかるべき方法を講ずる、という御自信をお持ちになつておられるのか。

○政府委員(齋藤勝君)　ただいまも申し上げましたように、各方面での調査資料というものを十分に検討してやつていくわけでございますので、それだけのところにそれぞれの予算が計上されておるわけでございます。確信を持って指定の際検討するというわけでございます。

○田上松衛君　私が一番不安に考えておることは、今それぞれの地域でそれぞれの機関が十分心配してやつておるだろうからと、そういうことであるならば今の現象は出てこないんです。みんなうっかりしているから、だからやりたいんですね。いかにも天罰を加えられたような格好になつてしまつて、全国至るところでおそれおのいてしまつておられるというのが実態じゃないですか。だから、そういうもの

のところにいいかげんな資料を求めるといふことは、これは私は本によつて魚を求めるといふ困難なことだと思ふんです。この際はむしろ国がひとつ腹をきめて、そういう各地域等の問題のデータいかにわからずやり直しをすればならぬと、私もどうも念願するんですが、それでどういふことをし

つておるわけですか。建設大臣どうですか。必要によつてのそういう予算等はがんばるという御決意をお持ちですか。

○国務大臣(中村梅吉君)　その点お説のとおり、今回は新しく法律を制定し、当面問題になつておるところの解決を急ぐ必要からこういうスタートになつたのでありますが、もつと視野を広く、全国的に所要の地域について十分の調査をし、将来に備へる努力をすべきことは当然でございますので、ま

あ初めでの試みとして、実は今御指摘になりましたように、まことに不十分ながらのスタートでございますが、法律制定後の実施にあたりましては、われわれそういう方向に全力を尽くしていきたい、こう思つております。

○稲浦鹿蔵君　関連。今までの地盤沈下というのは、主として工業用水のくみ揚げが大きな地盤沈下の原因になつておつた。ところが最近非常な都市の発展によりまして冷房用水が発達してきた。それに対する規制がこの法律であつて、地盤沈下の全体を考へるには、やはり工業用水と建築物用地下水との両方考へてやるべきだと、かように思つております。その関係はどういうふうになつておりますか。

○国務大臣(中村梅吉君)　お説のとおりで、私も私としては、われわれのほうの担当のビル関係についてはこの法律で進めておるわけでございますが、あわせて工業用水の規制というものが伴わなければ十分の効を奏することができませんので、この法律をわれわれ推進して参りましたのも、その方面のこととひとつあわせて、実現に政府部内全体として向けていきたいという考

え方もあつたわけでございます。通産省とも十分に協議いたしまして、工業用水関係につきましても、さらに従来の工業用水法のほかにつけ加えて強化をしていこうというところに、この法律の進行と並行して相なつて参つたわけ、工業用水と相対してこれは地盤沈下防止にひとつ対処をしていきたい、こう思つておるわけでございます。

○田上松衛君　提案理由の逐条説明の際に第二項第二にうたつておる問題、これに關することですが、いろいろさつきから私も不安に思つた点の質疑等があつたわけですが、「揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルをこえるもの」についてやつておる。そこでこの場合に、「技術的な基準」といふものを省令でやつていくということですね。省令の案というものを今資料を出していただくという手数はあまり複雑ですからこれを省略いたします。ただこの場合、その中心的なものを一、二ひとつ御説明されたい。

○政府委員(齋藤勝君)　許可をいたします場合に、よりどころとなりますのは省令で定めます技術的基準でございます。技術的基準の内容は、吐出口の断面積とストレイナーの位置というものと二つを押さえて規制していきたいと思います。かように考えます。したがって、吐出口の大きさが何平方センチメートルであるならば、その場合に深さにおいては、ストレイナーの位置でございますから、水を取り入れる位置でございます。その深さが何メートルよりも深いところというふうな、そういうふうな規定の仕方、具体的に地域ごとにきめていく、こういうことが省令の内容でございます。

○田上松衛君　それから六平方センチメートル以下についての問題は、これはたくさんの人々からすでに質疑されたわけですが、この前に当局の説明は、これら微量のものについては、地盤沈下の原因になり得ないからという趣旨の説明しなかつたわけですか。ところが逐条説明の中の第二項でうたつてある、河川の区域内のものは、河川法によってその採取の規制が行なわれているのでこれを除外した、このことは書いてあつたからわかつたじゃないかと言われるでしょうが、このことについて一向御答弁がなかつたのです。そこで河川法で規制してあるものが、直接大阪あるいは尼崎、四日市等に直ちにこれだからいいのだというものを、具体的にひとつ説明されたい。

○政府委員(山内一郎君)　河川の区域内につきまして、いろいろ行為の制限を設けておるわけでございますが、一番重要なものは堤防、土で作り上げた堤防を保護するために、いろいろな規制をしておるわけでありまして、そういう点を考へますと、わずかな穴でもやはり堤防を破壊する原因になりますので、そういう地下水を汲むというふうな行為は一切制限をしておるわけでございます。したがつてこの法律よりは強い制限をしておると、こういうふうに考へております。

○田上松衛君　先刻の質疑もいろいろ触れておられたのですが、四月二日すでに大阪市会では代表を上京されて、このことについてわれわれのほうにもいろいろな要請をしておるわけですか。御承知だと思ひます。結論的にいふと、大阪市が要望しておる、要望と

いうよりか条件的に頼んできた問題は大体三つになつておるわけですか。一つは既存の設備を使用する猶予期間、これは大阪に關する限りは附則第二項によつて六カ月、長くとも一年と定めてもらいたい。これはさつき住宅局長から、大体大阪についてはそういうような工合にしたいと考へておるというところを説明されたのですが、これはそういうたゞ齋藤局長の個人の意見であつては困ると思ひますので、この際この点については大臣から、ほとんどこれを約束だとして差しつかえない程度にお考へになつておられるかどうかということ、念のためにお伺ひしておきたい。

○国務大臣(中村梅吉君)　今の御指摘の大阪につきましては、すでに現地の地方公共団体が調査しました詳細な資料等もありまして、この法律を立案しよりと考へまして以来、十分それらの資料等も検討し、事前に連絡し協議も進めて参りました。大体何区とかあるいは地域別にも見当をつけまして、この区域については六カ月、この区域については一年というふうな工合に、激甚の度合等も見まして予定を考へておる次第でございます。大体大阪市から中央に陳情に参られた考へ方と、こちらの今まで検討をしまして考へておる線とは同一だと思ひます。この線に沿つて法律ができましたら指定をして進めて参りたいと、こう思つております。

○田上松衛君　大阪の要望の第二点の問題は、大阪ではOPマイナス二百メートル以下の深層部における沈下現象が非常に顕著になつておる。そこで、吐出口六平方センチメートルをこ

える揚水施設の使用は、これを禁止するといふ厳格な許可基準を定めてもらいたい、こう言っておるのではありませんが、これはさつき省令でやっていますとするとこのこの基準の中に、この意向を取り入れられる御意思があるかどうか、これは大臣から。

○国務大臣(中村梅吉君) 大阪の、今お話し上げいただきました要望の趣旨の線できいておられます。

○田上松衛君 念を押しておきますが、これをこえる場合には条件をつけて許可するといふのですが、大阪の場合はもう使用を禁止するといふことなんでしょう。その点御認識の上のお言葉と聞いてよろしいですね。

○政府委員(齋藤常勝君) 今のお話の点は、先ほど申しました省令の中で、ストレーナーの位置、いわゆる深さをどの程度にするかという問題であると了承しておるわけでありました。

○田上松衛君 そうです。

○政府委員(齋藤常勝君) この深さの問題につきましては、最近の調査によりまして、相当深いところ、今お話のような二百メートル以下のようなところで地盤沈下が顕著であるというよう調査が出て参っておりますので、そういう点で今お話のような御要望を十分取り入れて省令をきめていきたいと、かように考えておる次第であります。

○田上松衛君 その点よく納得できましたが、残る大阪の最後の問題は、設備転換に対しての強力な経済上の助成措置の問題です。このことについては、さつき住宅局長の御答弁では、まことに頼りないものを感じてしまったわけなんです。そこで法の第十六条で

定められている問題、当該改造につき必要な資金のあつせん、技術的な助言、これはしましようにということだつた。そのけつへもつてきまして「その他の援助に努めるものとする」と規定してあるわけなんです。一体経済上の助成措置といふものでないとするならば、具体的に「その他の援助」といふのは何をさしておられるのか、具体的に御説明をお願いします。

○政府委員(齋藤常勝君) 本法案の十六条の(国等の援助)の中で「その他の援助」とあります。「その他」と申しますのは、私も考えておりますのは、資金的に申しますと、国の金融機関からの融資の道を開くというようにことごとくございまして。

それから技術的な点から申し上げますと、たとえば技術的な助言とありますけれども、……

○田上松衛君 それはいいです。私が求めているのは、それはわかりませんが、その他の援助、資金のあつせんあるいは技術的な助言、これはわかるのです。その他の援助」といふのは具体的にどういふことをいうのかということとをひとつ。

○政府委員(齋藤常勝君) 今申し上げましたように、資金的と申しますれば融資の道を開くということとございまして。たとえて申しますれば。

○田上松衛君 くだいようですが、大阪が要望している問題、さつきお聞きいたしますと、大体総面積で四十万坪あり、これに要する費用が四十億円もかかるだろう、もしこういふことが的確な資料だといふならば、大阪が悩んでおる問題はまさにこれについてたまた技術的な面とかあつせんであるとか、いわゆる融資といふだけじゃなしに、大きな国土問題にさかのぼつてそこ

に何か期待しておるのだと想像できるわけなんですけれども、もつと強力な援助の方法といふものはお考えになりませんか。大臣にお聞きいたします。

○国務大臣(中村梅吉君) さしあたりは中小企業金融公庫、日本開発銀行等を通して融資の方法を講ずるといふことと、そういう基本的な公共的な融資に関連をして、市中銀行等の融資等も、政府でできるだけあつせんをして参る必要が当然伴つてくると思ひます。これらにつきましても政府として極力努力をして、円滑な揚水施設の転換をなめらかに進めていくようにいたします。もつと実はわれわれの今の立場からいへば、具体的に援助を明記していくべきであります。御承知のとおり近來この種の立法が非常にふえてきておりますので、やはり財政当局としては動きのつかない表現の仕方というものは、なかなか折衝上他の法令との関連もございましてうまく参りませんので、現在のところとしてはこういふ表現になっておりますが、これには先ほどもお話が出ましたように、どういふふうな技術方法によつてやるかといふこともまた大きな問題がござい

ます。あるいはまたそれが非常に今までのような経費のかかり方では困るわけでも、もつと技術的な進歩をさせるのに、建設省のほうで持つております建築研究所あたりで技術的にも研究し、そして機械の設備もできるだけ大量生産で規格的なものができて、そして効果も大きい値段も安くできるというよ

うな方向に研究をし、これらを指導して、実施をされる各対象の人たちに、できるだけ技術的なそういう指導援助等もするといふような、あらゆることを考へてできるだけなめらかに転換の道が行なわれ、あるいはこれからやるものが全面禁止を受けますから、禁止されたものの施設等の支障のないように、建設省としては最善を尽くしていきたく、こう思つておるような次第でございます。

○田上松衛君 そのお気持は善意に解してよく了解できるわけですが、ただこの問題については特に要望申し上げておきたいと思ひます。日本人の一番悪い点ですが、昔から、のどもと過ぎれば熱さを忘れるといふ言葉があるわけですね。台風が襲つてくる、高潮がやってくる、津波がどうだ、ぐつとやられた場合にはもう先のことなんかは言つておれない、何とかしなければ、もう命の次のようにこの問題を重視して、国はどういう犠牲を払つてもこれはしなければならぬといふことを、国民と一緒に考へていくわけですから、今のようなやややという事態が目に見えて、ぐつと大きな被害が出てこないといふことを忘れてしまつて、大阪にすれば四十億という金は大へんな金額ですけれども、国の立場から考えれば、ちよつとした高潮が出てしまつても四十億円や百億円くらいのものはすぐ吹っ飛んでしまふのですから、ひとつこのことは、あのひどかつた前のことを思い出していただいて、建設大臣も十分ひとつ災害に直面するやうな場合には後悔されないやうな、十分な財政的な措置について一段の御努力をお願い

したいのです。この問題は要望しておきます。

もう一点だけ、逐条説明の第四項に説明されております、今度は地盤沈下の防止の点ですが、都道府県知事が建築物用地下水の採取を許可する場合に、国民の権利を不当に制限しないことを条件として地盤沈下防止のために必要な条件をつけることができる、この説明されておるわけですね。この場合に想定されることの必要な条件とはおおよそどういふものですか。

○政府委員(齋藤常勝君) この場合の条件と申しますのは、今お話しございましたように、不当に義務を課するといふことのないやうな限度においての条件でございます。たとえば、工事をやつておる際にストレーナーの位置を確認しなければならぬ、そのために立ち会ひに参りますといふやうなことを条件をつけるのか、あるいはまた特例の許可をやります場合には、海水期だけ使用する、水が離れたときだけ使用するというやうな条件をつける、こういうやうな程度のものでございまして。

○田上松衛君 非常に小さなことになりまして、条件の一つの中にこんなことではないのかという意見ですが、国民の権利を不当に制限することのないやうにということですから、一応のいろいろな条件はそろつてはいるけれども、これはあくまで人間がやることですから、神様がやることではないのですから、そこからきて大きな一つの災害のもとを作つてしまふといふやうなことになる場合には、施設者に対して何といひますか、損害賠償する責任を負わすといふやうなことは条件

になりますか、なりませんか。

○政府委員(齋藤常勝君) 今のお話よくわかりませんが、そのような場合には、ここで考えておる条件ではないと考えております。

○田上松衛君 念を押しておくことは、一番初めに申し上げた、この調査は国の責任でやるのだけれども、これが完全無欠のものとは保証できない、これは実際上の問題として、だがそれにもかかわらずこれによって許可をしてしまふ。だが、そこから一つの大きな失敗を来した場合は、何かしら国が責任をもつて調査して国が指定したのだからということ、その責任を国へ持つてこれらことをうまく避けることのために、この条項でもって、第四のことでもって、施設者に対してそれを転嫁してしまふというふうな、そういう見にくい、今これは私は言うほどやばいと思うのですけれども、世間といふものはいろいろの、一つの法文に対しては疑義を持たざるものから、ここで確認しておきたい。この意味で申し上げておる。そういうような損害賠償に関する責任転嫁の意図なんといふものは含まれていないと理解していいかどうか、これははっきりしておいて下さい。

○政府委員(齋藤常勝君) ただいまのお話の御心配の点はまことにございともございまして、私もおっしゃる通りそのような条件をつけるという意図は毛頭ございません。

○田上松衛君 大体理解しました。

○内村清次君 これは立案をせられた建設省が、この法律を作るにあたりまして、まずその基本的な考え方、いわゆる地下水の法的地位、位置とい

うもの、これをどういふふうにお考えになっておるか。私が、この地下水の問題については、既往において工業用水法、それから温泉法、この二つの法律がむしろその地下水を擁護し、保全する立場において立案されておる。たまたま新潟の問題が起き、それから最近大阪附近の地下水の問題が起きている。そしてこの地下水といふものをむしろ保護すると同時に、いわゆる公共の福祉に害を及ぼすという問題になつてきたわけですね。だからしてこの地下水を基本的には保護をしていくのだけれども、その害の部分について取り除くことではないかというふうな形に変わつてきておられますけれども、一体その地下水といふものについてどういふような法的地位といふものがあるか、この点の立案のひとつ考え方を聞かせておきたい。

○政府委員(齋藤常勝君) 地下水の法律上の性格といふものにつきまして、いろいろ意見のある点もございまして、学者の中にもいろいろ意見を申し上げる方もございまして、わが国の現行の体系の中におきましては、地下水はやはり所有権の対象であるといふことに考えられておるわけでございます。そして、この法案を作ります際におきまして、土地の所有権の対象であるといふ前提に立ちまして、規制をしていくというところに相なつたわけでございます。

○内村清次君 そすると、この法案の中に散見しておりますが、私権の保護といふものには最も重点を置いていくんだという基本観念は、これは変わっておりませんか。どうですか。

○政府委員(齋藤常勝君) この法律は、「建築物用地下水の採取の規制」ということで、建築物用地下水とはかくくのである、そういうものを採取するについては許可が必要である、こういうふうな建前になっておるわけでございます。現在のところでは地盤沈下に大きく影響を与えておられますが工業用に採取する地下水、それからさらにそれよりもパーセントは下がりまして、冷房等の用に供する地下水が相当量くみ上げられておるといふことで、現段階におきましては工業用の地下水と建築物用地下水、両方の面から地下水の採取といふものを規制していこうというわけでございます。まして、用途によつて地下水を一応區別して考えていくわけでございます。

○内村清次君 そすると、この第二條第一項にありますが、「昭和三十一年法律第四十六号」第二條第二項に規定する工業の用に供するものを除く」といふことは、工業用水法の第二條の条項ですね、これは全部除くわけでしょう。そうすると、今局長が言われたようなことになって参りますと、第二項によつて、「動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ)が六平方センチメートルをこえるもの」、これが工業用水法では、「二十一平方センチメートルをこえるもの」、こういうこととの違いはどうなつてきますか。

○内村清次君 そすると、この法案の中にも散見しておりますが、私権の保護といふものには最も重点を置いていくんだという基本観念は、これは変わっておりませんか。どうですか。

○政府委員(山内一郎君) 公水の定義にもかかると思いますが、先ほど住宅局長が、地下水は土地の所有者のものであると、そういうふうにいいたしまして、その土地の所有者の地下水は、やはりその土地の所有者のものであるといふふうにも考えられると思ひます。ただ土地の所有者のものであるかどうかという点について、いろいろまだ学説はあるようですので、現在でははっきりした統一した解釈はないん

○内村清次君 この点はやはり今回私たちが地下水の問題で大阪にも調査に参りました。幸いして大阪のほうでは相当長い間の調査をされて、そのよつてくる影響の度合いの非常に精密な御研究、それから実績を調べて、そして使い過ぎだといふ断定が下つておるわけですね。ここにおいて熾烈な要望があつておるんですけれども、その断定を下しつても、やはり今言われたような問題で、なかなか地方の条例だけではどうにもならない。ならないから何とかこの規制法をひとつ立案して、私たちが聞いておるわけですが、しかし条例のみの制限ではどうしてもいけないといふところに、やっぱり私権といふ問題がはさまつておると、私たちが思つておるわけですね。だからこれを法律化して施行する上において、やはりこの問題が残つてきやしないか。この問題については、十分やっぱり当局のほうも綿密な調査の上に、この法の施行をやはり適用されるのと同時に、やはり裏づけを考へてやらなくてはならないという問題が、これは国家の義務として出てきやしないかと私たちは思つておるわけですね。その点はよくひとつ大臣にも考へていただきたい。

○内村清次君 そすると、この第二條第二項にありますが、「昭和三十一年法律第四十六号」第二條第二項に規定する工業の用に供するものを除く」といふことは、工業用水法の第二條の条項ですね、これは全部除くわけでしょう。そうすると、今局長が言われたようなことになって参りますと、第二項によつて、「動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ)が六平方センチメートルをこえるもの」、これが工業用水法では、「二十一平方センチメートルをこえるもの」、こういうこととの違いはどうなつてきますか。

わけでございますが、必ずしもそういふことで業績ばかりはできないという実績が出たわけでございますが、これも一年だけの数字でわれわれが断断して話をしておいたということに誤りがあるもので、この点は長い目で見ていただかないと、はつきりした傾向というものには確実にはつきりしないのではなにか、こういうふうに出ておられます。

沈下速度が全体的に弱まってきておるといふことは、大阪の南部のほうの工業地帯におきましても、地下水のくみ上げを相当量規制して参っておりますので、現状ではその辺の影響は少く思われるような現象が出て参っております。まだしかしまあ一、二年の実績でございまして、影響らしいというだけでございまして、確実にこの地下水くみ上げの制限をしたために沈下がこれだけ減つたのだ、というふうな量的な数字を申し上げるまでには至っていないというところは遺憾に思いますが、まあわれわれといたしましては、当然この沈下は相当量減るであろうと思ひますし、実際傾向的にはそういうことが現れて参っております。

○内村清次君 まあその程度のことば私たちが実際行つて聞いてきました、その程度はね。しかしこれはやはり、はたして地盤の沈下の原因というものが地下水の……、あそこは工業地帯としては相当発展をいたしておりますけれども、大阪のようにホテルの設備だとかいろいろ冷房関係の家屋の点については、相当まだ大阪に匹敵はできないものもあると思うのです。そのためにやはり工業関係に影響するようないことに、今後規制を強化したために

なつてくると、せっかく発展しつつあるところの地帯がどうなつていくかという問題も、あわせてこれは考へていかなければならぬと、こう思ひますから、この点はひとつ厳密な調査を今後政府のほうに要請いたしておきます。

それから条文の中ですが、第四条の第三項に、水洗便所の用水のための採取について「他の水源をもつてその地下水に替へることが著しく困難である」といふ、この著しい困難といふことはどういふことですか。

○政府委員(齋藤勝彦君) これはどういふ場合がこのような特例許可になるかといふことを御説明申し上げますが、このおわかりになるかと存じますが、このように規定をつけた理由は、水洗便所の用に供する地下水の採取というものは、これは保健衛生上きわめて重大な影響がある。しかしながらどういふ場合かと申しますと、全然代替する水がないような、あるいは代替用水はございましてきわめて不十分でありまして、これを水洗便所に使用するには不足しておるといふような場合、あるいはまた通常の場合にはよろしいのでございましてけれども、湯水期などになりますと、どうしても地下水を使わなければならぬというふうな建物があります場合にございまして、第三項によりましてきわめて場合を限定いたしまして例外的に許可することができ、こういうふうにした次第でございます。

○内村清次君 第四項の点につきましては先ほど田上委員から質問がありましたから、この点は大体了承をいたしましたので、第十条の三項の許可の取り

消し処分は、これはわかりますけれども、前二項の規定による処分にはどのような処分がいいかどうか、その点がひとつ。それからその聴聞についての日限、その他の規定がないのですが、その運営はどういうふうになされていくのか。また建設省関係の法律において、聴聞による規定の実際効果は一掃して答へていたか。この三点について一括して答へていただきたい。

○説明員(前岡幹夫君) どういふ処分があるかといふことでございしますが、それは第二項に書いてございしますが、これは第二項に書いてございしますが、それから相当の猶予期限もつけまして違反は是正の措置を講じさせる、こういうことでございまして、かなり重要な事項でございまして、したがっていかにこれは設置者のほうからすればかなりの制限でございまして、十分にこれに対する意見を聞きたい、そしてその処分は慎重な態度で臨みたい、こういうふうなことで聴聞の機会を設けたわけでございます。聴聞につきましては一般的な規定で、特にここに期間をうたつてはおりませんけれども、これは当然すみやかにできるだけ早い機会に時期を失しないようにするといふことが当然の任務かと考へるわけでございます。

○内村清次君 十六条については先ほ

どから各委員の方から、言われましたが、改造促進についての資金あつせんが非常に少ない、三十六万円といふふうなお話ですが、これはどうですか、大臣からひとつ御答へ願ひたいのですけれども、こうやつた規制法をやはり出す以上は、相当な資金援助をやらなくちゃいかぬ。特に一番困つておるのは、やはり該当の県とか市といふようなところが非常にこの問題で困る。こう思ふのですけれどもただ「資金のあつせん、技術的な援助」でしう、その他の援助についても資金のあつせんや融資の方法を考へるのだといふお話をすけれども、この点は各委員の方々も附帯条件でもつたたいいふ感じがするのです。大臣としてひとつこの点に対して十分誠意ある御答へをお願ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 私どもとしては、金融公庫及び開発銀行を通じて資金の援助の努力をしてあつせんをして参るつもりでございしますが、今後これらにつきましては、法律の施行をし、実際に実績を申しますか苦勞を積み上げて、明年度の予算編成にはひとついろいろ御指摘をいただいておりますような点に十分努力をしまして、法律の成果のあがるように実らしていききたい、こう思つておるわけでございます。

なほ、一般的に国の責任において、地盤沈下に関連する地下水の規制地域指定の基礎的な研究調査、こういうこともごらんのとおりまことに初めてのことであるので、手持ちの資金を保持しないで進めることになつておりますが、これも確かに今当面問題に

なつておるところはもうわかつておるのでありますが、やがて災害といふのはどこへ来るかわかりませんし、現状に照らして非常に災害防止上重要であるといふ点の把握といふものは、これは建設省が担当官庁であります以上は、責任を持ってやらなければならぬことでございまして、これらの経費につきましても、ひとつ明年度は十分措置のできるように対処いたしたい、私どもとしましてはそういう考へで熱意をこめて進めていきたい、こう思つておるわけでございます。

○木下友敬君 だいぶ空腹を感じてきたかやめようかと思ひましたけれども、さっきの話の続きをちよつとやつておかぬと工合が悪い。四十億といふのがありましたね、四十億要求したけれども認められなかつた。それは大阪の四十万坪で坪当たり六千円くらいか合ふのですね。どういふことになるのかひとつ説明して下さい。

○説明員(前岡幹夫君) 約一千万円という計算をすると、大体数字が合ひます。○木下友敬君 そうすると、その四十億という要求をされたのはどんな性格の金ですか。補助金ですか、まるまるやつてしまふというのですか、どういふ性格の四十億ですか。○政府委員(齋藤勝彦君) 私ども先ほど申し上げました、要求をしましたのは四十億全部について融資しろといふことではございしません。せめてその半分程度を二年間にわたつて融資してはどうか、というふうなところでやつたわけでございます。まあそういうことで、われわれの要求といふものは一応

積み上げて参りました費用というものを基礎にいたしまして、それでこの中でこの程度は融資してはどうだろうというところで要求したわけでござい

す。

○木下友敬君 融資なんですね。そうすると、そのお話の中で、あとではこれから中小企業金融公庫や開発銀行、市中銀行などに手をつたつというお話でしたが、この四十億が認められなかったについてはいろいろ銀行に手をつたんだ、こう言っておられますが、実際にはどういふ手をつたれたのです。金を出してやれという話について、あなたたちの力で銀行にこの問題で金を出してもらふ、というがなかなか出さぬですよ、実際。だからこの出せという話については、あるいは日銀の了解を得るとか、大蔵省の了解を得るとかということはありますが、実際にそののあらゆる有効な手段というものをどういふふうを考えて、どうしようと思っておられるのかということですね。

○政府委員(齋藤常勝君) 私どもで三十七年度予算として要求いたしましたのは、住宅金融公庫で融資をするという事で、政府の低利資金を住宅金融公庫に受け入れまして、その中からこういうような転換資金を公庫から融資をするという構想で出発したわけでござい

るというのがよいのではないかと、私どもは考えております。

○木下友敬君 私の知っておる範囲では、こういうような住宅金融公庫から出るといふのは、われわれが住宅金融公庫から金を借りる場合にも、非常にこれは制限があるわけで、今のような目的に住宅金融公庫から出すというこ

とは、実際問題としてはむずかしいと思ふのですが、あなたの方の解釈では、住宅金融公庫でこういうところに金を出すというところが筋の通つたことであるかどうか、私は疑問を持つわけですが、そこが、そのほかの、市中銀行などではない、政府の機関である金融機関から金を出すようにしたいというお話ですが、もうこの法案が通ればさう

くこれはもう発効しますから、今ところは、金融面についてはもう少し、したという事ではなしに、実際にはこういう有効な手を考えているのだというところまでいっていただくと、せっかくお経は読んだけれども仏様には通じなかつたというふうなことで、どうも工合が悪いので、実際その土地の人はそこまで希望しておるだろうと思ふのです。何かもう少し焦点の合った御答弁を得ておきたいと思ふのです。あなたの希望的な答弁ではなくて、こういうことなら可能だということ

を思ふのですがね。これは大臣からでもけつこうです。

○国務大臣(中村梅吉君) これは予算編成段階でも一番苦労した問題の一つなんです。一体どこへ資金をつけて、どこで担当するのが一番筋道としていいだろうか。まあ住宅金融公庫の現在の法律の建前と使命ではちよつと

ワク外でござい。しかしまあ建設省の立場としては、建設省の直接監督をする住宅金融公庫であることが、運ぶ上からも非常に都合がいいと思ひましたので、できれば財政投融資の面で大蔵省に予算編成の際につけてもらつて、それが成功すればもちろん住宅金融公庫法の一部改正で参ります。先般の住宅造成規制の資金も住宅金融公庫法を改正して、そうしてその資金は住宅金融公庫が融資できるといふ道を開いたわけであります。これは資金がつかまされたから法律改正したわけでありませんが、原資がつかまされれば、法律改正を合わせて、していくことが実施上非常になめらかにいくのじゃないか、こう思つていたわけでござい

ます。が、初めての試みで、われわれとしては非常にせつぱ詰まつたつもりで努力をいたしました。が、なかなか関係方面同じ気持には一斉になり切れませんでした。解決がわれわれの当初考えたようにはつかなかつたわけでござい

ます。そこでその他考えれば中小企業公庫及び開発銀行でございまして、開発銀行には建設省関係としては、建設機械の奨励のための融資、これもはつきりワクはないのですが、大蔵省とも話し開発銀行とも話し、従来相当程度建設の機械化促進についての融資をしていただいております。それからまあ地下駐車場建設の資金につかましてもらつた道を開いてきておるのであります。が、さしたあたりとしましては、住宅金融公庫というのをわれわれ考えましたのが、成功いたしませんでした。現段階におきましては、そういう意味において法律の施行をできるだけなめらかにしていく努力をいたしまして、

進めていく以外にはないというのが現状でござい。しかしこれではまことにわれわれとしても十分でないことを痛感いたしておりますので、法律制定をしてこれから制定ができて施行するということになりますれば、やがて間もなく来年度の編成期が参りますので、その際にはひとつ具体的に関係方面と折衝をし方とも編み出して、前以上切り開いていきたい、こう思っているわけなんです。

○木下友敬君 今の御答弁でわかりましたように、実際は資金面ではほんとうはまだまだ何もなしなんです。そういうお気持は持つておられるし、努力はすると言われますけれども、法律が通つても、たとえばこの二年間に、あるいは六カ月の間にどうするといふようなめどがまだついていないというに、私は今の答弁で思つたのです。単にあなたの方があなたの方のお名前で、この銀行はと申すのに対して、特段のひとつ御心配を願いたいというふうな通牒を出されたつて、なかなかそんなことで片づくものではないから、根本的に私はあなたの方の御努力が必要だろうと思ふのです。しかし、これはもう今ここに法案が出ておつて、そこまできちんとした解決をしなければ、どうもこの法案はおもしろくないというふうな、そんなやほなことを言つたつてどうにもしようがないから、特に今の御発言は約束だというお気持で、ぜひ善処していただきたいことを切に要望いたします。

○武内五郎君 先ほど住宅局長が地盤沈下の用水汲み上げの問題について、地域指定に關して、第一は地盤沈下の原

因が沈下地の汲み上げにある。それから第三はこれに伴つて、高潮、出水等による災害が生じまたは生ずるおそれのあるところを、こう指定するのだ。そういうお話でそのとおりだと思ふのですが、そうなる参りますと、この地下水の汲み上げに關連して、私は最後に尋ねたいことは、新潟の地盤沈下の原因についてであります。三十四年に出版されました科学技術庁の資源調査会の報告によりますと、新潟の地盤沈下の最大の原因は地下水の急激にして大量のくみ上げにあるのだ、

こういうふうなことが出ております。そうなる参りますと、さらに第二條の定義であります。が、この第二條の定義にもはまりません。あるいは水溶性ガスを今日取つておられますが、大量の水がくみ上げられてそれが流し放しになる。そこに大きな沈下原因があると思ひます。一体、そうなる参りますと、これは住宅局長の担当ではないので大臣のほうでけつこうです。が、新潟における地盤沈下の地下水のくみ上げについては第二條にも当てはまらぬ、それをどういふふうにお考えになつて今後処理されるかをお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 今の御指摘のございました新潟の地盤沈下問題は、大体ガスのくみ上げが基本的な問題でござい。この法律の適用対象になりますんで工業用水法の適用対象になるわけだと思ひます。したがつて、地盤沈下防止のための工業用水法の許可、不許可、制限等の規定ではないかと、私ども所管でございせんが考えております。直接この法律

には関係してこないと思います。

○理事(村上春蔵君) 他に御質疑はございませうか。他に御質疑もないようでございますから、質疑は終了したものと認め、これより本案について討論を行ないます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

○武内五郎君 私は日本社会党を代表いたしまして、本案に賛成の意見を述べたいと思つております。

今まで審議過程において明らかになりましたように、私どもの最も心配する点を二点指摘いたしまして、特にこれを強い希望として賛成をするわけでありませう。

その第一は規制を厳正にしてもらわなければならない。往々にしてこの規制は単にばく然とした省令等で組み上げられますので、多くの混乱を生じてかえつてこの法律の実効を減殺するおそれがある。

第二は、この法律を施行するにあたりまして、かなりその地域における財政的な負担が大きいかかりませう。特にさらに個人業者等においても多くの資金を要することと考えられますので、まず第一に財政的な裏づけを確立すること、第二は融資の確立が必要であると考えます。

以上二点を特に強く指摘いたしました。本案に賛成するものであります。

○田上松衛君 特定の地域内における建築物用の地下水のくみ上げを規制して地盤沈下を防止し、もつて国民の生命と財産を保護し、公共の福祉に寄与しようとする本法の制定は、今日国民のすべてが待望しているものと申し上げたい。むしろおそきに失したうら

みさへ感ずるところであります。わが党としてはもちろん賛成するものであります。ただ法案の内容については各委員がいろいろ指摘し、あるいは質疑されたこと、必ずしも国民の要望ないし期待に完全にマッチし得ない幾多の弱点あるいは不備等、不完全な点が看取されるわけでありませう。しかしながら、さつき申し上げる要するに、本法こそは一刻も早く実施する必要性を痛感する立場から、とりあえず原案の通過を希望するわけでありませうが、したがって本法の運営については特段のひとつ知能と誠意をほり出して、本法案本来の趣旨と目的の達成に精魂を傾けていただきたい。

このことを要請すると同時に、さらに来年度予算編成に際しては、先刻大臣の決意表明がございましたが、どうかひとつ本法が内包しているところのもう一つの弱点、あるいは不備等を補強できるように、最善の努力を期待いたしまして、国民に安心さしてもらいたいということを、特にこの際申し添えておきたいと思ひます。

以上をもちまして私、民主社会党を代表しての賛成の言葉にいたします。

○理事(村上春蔵君) 他に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認め、これより本案について採決を行ないます。

建築物用地下水の採取の規制に関する法律案全部を問題に供します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

○賛成者挙手

○理事(村上春蔵君) 全会一致であります。よつて本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書につきましては、委員長に御一任を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後一時十分散会

四月四日本委員会に左の案件を付託された。

首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案

第二条に次の六項を加える。

2 この法律で「市街地開発区域整備計画」とは、市街地開発区域の整備に関する事項についての法第二十一条第三項の整備計画をいう。

3 この法律で「市街地開発区域事業計画」とは、法第二十一条第四項の事業計画で、市街地開発区域整備計画の実施のための事業に係るものをいう。

4 この法律で「製造工場等」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいう。

5 この法律で「工業団地造成事業」とは、市街地開発区域内において、この法律で定めるところに従つて行なわれ、製造工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業(造成された敷地又は整備された施設の処分及び管理に関するものを除く。)をいう。

6 この法律で「造成敷地等」とは、工業団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。

7 この法律で「造成工場敷地」とは、工業団地造成事業により造成された製造工場等の敷地をいう。

第三十二条第二項中「市街地開発区域の整備に関する事項についての整備計画(法第二十一条第三項の整備計画をいう。以下同じ。)」を「市街地開発区域整備計画」に改め、「当該整備計画」を「当該市街地開発区域整備計画」に改める。

第八條第二項中「当該市街地開発区域の整備に関する事項についての整備計画」を「当該市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画」に改め、同条を第三十五條とし、第七條第一項中「当該市街地開発区域の整備に関する事項についての整備計画」を「当該市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画」に改め、同条を第三十三條とし、第五條中「事業計画」に基いて市街地開発区域域の整備の「を」を「市街地開発区域域事業計画」に基いて改め、同条を第三十二條とし、第四條中「事業計画(法第二十一条第四項の事業計画をいう。以下同じ。)」に基いて市街地開発区域の整備のための「を」を「市街地開発区域域事業計画」に基いて改め、同条を第三十一条とし、第三條の次に次の一章及び章名を加える。

第二章 工業団地造成事業等

第一節 工業団地造成事業

第四條 建設大臣は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域について、工業団地造成事業を施行すべきことを、都市計画法の定める手続によつて、都市計画として決定することができる。

一 工業都市として発展させることが適当な市街地開発区域内にあつて、当該市街地開発区域の

開発発展の中核となるべき相当規模の区域であること。

二 前号の市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画が整備されていること。

三 当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないこと。

四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十条第三項の工業専用地区内にあること。

2 建設大臣は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、工業立地上の観点からする通商産業大臣の意見及び鉄道等の輸送施設の配置上の観点からする運輸大臣の意見をきかなければならない。

第五条 前条第一項の都市計画は、次の各号に掲げるところに従つて決定しなければならない。

一 道路、下水道その他の施設に關して都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二 当該区域が製造工場等の生産能力が十分に発揮されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備えた工業団地となるように定めること。

（工業団地造成事業の施行）

第六条 工業団地造成事業は、都市計画事業として施行する。

（施行者）

第七条 都市計画法第五条の規定は、工業団地造成事業には適用しない。

2 工業団地造成事業は、都県、都

県の加入する一部事務組合（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合をいう。以下同じ。）又は日本住宅公団で、建設大臣に工業団地造成事業を施行することを申し出たものが施行する。

第二節 測量、調査及び土地の取用等

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第八条 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者（工業団地造成事業を施行する者をいう。以下同じ。）は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行ふ必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第九条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行ふ者は、その測量又は調査を行ふにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行ふおとる場合においては、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在を管轄する都県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行ふことができる。この場合においては、市町村長が許可を与えようとするときは、障害物の所有者及び占有者に、都県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行ふおとる者は、伐除しようとする日又は試掘等を行ふおとる日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所でないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、工業団地造成事業を施行しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（証明書等の携帯）

第十条 第八条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行ふおとる者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第十一条 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、第八條第一項又は第九條第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地取用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（測量のための標識の設置）

第十二条 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行ふため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（関係簿書の閲覧等）

第十三条 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又はその

他の官公署の長に対し、無償で必要の簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築行為等の制限)

第十四条 都市計画事業として決定された工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内において、工業団地造成事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都県知事の許可を受けなければならない。

2 都県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 都県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、工業団地造成事業の施行のため必要があるとき、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合において、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、工業団地造成事業の施行に対する障害を排除する

ため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 都県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、それらの者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都県知事は、その命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の

請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(工業団地造成事業のための土地等の取用)

第十五条 施行者は、工業団地造成事業の施行のために必要な場合においては、工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地収用法第五条第一項各号に掲げる権利を取用することができる。

2 前項の規定により土地又は権利が取用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の取用を請求することができる。

(材料置場等の施設の設置のための土地等の使用)

第十六条 施行者は、工業団地造成事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用することができる。

(土地収用法の適用等)

第十七条 第十五条第一項の規定による取用又は前条の規定による使用に關しては、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地収用法の規定を適用する。

2 都市計画法第十九条及び第二十条の規定は、第十五条第一項の規定による取用又は前条の規定による使用について準用する。

3 土地収用法第八十七条の規定は、第十五条第二項の規定による取用の請求について準用する。

第三節 造成敷地等の処分及び管理等

(造成敷地等の処分管理計画)

第十八条 工業団地造成事業が都市計画事業として決定されたときは、施行者である都県、都県が加入する一部事務組合又は日本住宅公団は、遅滞なく、首都圏整備委員会規則(以下「委員会規則」といふ。)で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に關する計画(以下「造成敷地等処分管理計画」といふ。)を定め、首都圏整備委員会にこれを提出しなければならない。

2 施行者である都県、都県が加入する一部事務組合又は日本住宅公団は、造成敷地等処分管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、他の者が管理すべき施設又はその敷地に係る事項について、その管理すべき者に協議しなければならない。

3 首都圏整備委員会は、第一項の規定により造成敷地等処分管理計画の提出を受けた場合において、関係行政機関の長の意見をきき、この法律及び当該市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該造成敷地等処分管理計画の変更を求めることができる。

4 前三項の規定は、施行者である都県、又は施行者であつた都県、都県が加入する一部事務組合又は日本住宅公団(以下「都県等」と総称する。)が造成敷地等処分管理計画を変更する場合に準用する。

(工事の完了の公告)

第十九条 施行者は、製造工場等の敷地の造成に關する工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(造成敷地等の処分及び管理)

第二十条 都県等は、造成敷地等をこの法律及び造成敷地等処分管理計画に従つて処分し、又は管理しなければならない。

2 都県等(日本住宅公団を除く。以下この項において同じ。)がこの法律の規定により行なう造成工場敷地の処分については、都県等の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(造成工場敷地の譲受人の公募)

第二十一条 都県等は、造成工場敷地について、委員会規則で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

(造成工場敷地の譲受人の資格)

第二十二条 造成工場敷地の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。

一 当該造成工場敷地において自ら製造工場等を経営しようとする者であること。

二 製造工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。

三 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

(造成工場敷地の譲受人の選考)

第二十三条 都県等は、造成工場敷地の譲受人を、次の各号に掲げる者の順に、公正な方法で選考して決定するものとする。

一 製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者

二 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）以下「工業等制限法」という。第三条の工業等制限区域（以下「工業等制限区域」という。）内にある工業等制限法第二条第四項の制限施設（以下「制限施設」という。）である製造工場等の敷地に替えて造成工場敷地を取得しようとする者で、従前の製造工場等の敷地が同条第二項の作業場又は同条第三項の教室の用に供されないことが確実と認められるもの

三 工業等制限区域内にある制限施設でない製造工場等の敷地に替えて造成工場敷地を取得しようとする者で、従前の製造工場等の敷地が工業等制限法第二条第二項の作業場又は同条第三項の教室の用に供されないことが確実と認められるもの

四 工業等制限区域内に制限施設である製造工場等を有する者で、造成工場敷地にその製造工場等と同一の業種に属する製造工場等を新設しようとするもの（第二号に該当する者を除く。）

五 工業等制限区域内に制限施設でない製造工場等を有する者で、造成工場敷地にその製造工場等と同一の業種に属する製造工場等を新設しようとするもの（第三号に該当する者を除く。）

六 その他の者

（製造工場等の建設）

第二十四条 都県等から造成工場敷地を譲り受けた者は、委員会規則で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、都県等の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。

2 都県等は、前項の規定に違反した者に対して、造成工場敷地の譲渡契約を解除することができる。（造成工場敷地に関する権利の処分の制限）

第二十五条 第十九条の公告があつた日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、委員会規則で定めるところにより、当事者が都県等の長（日本住宅公団が造成した造成工場敷地に関しては、首都圏整備委員会）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合

二 滞納処分、強制執行、競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合

三 土地収用法その他の法律により当該造成工場敷地が収用され、又は使用される場合
2 前項に規定する承認には、造成工場敷地の製造工場等の敷地として

ての合理的な利用を確保するため必要な条件を附することができ、この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

第二十六条 都県等は、造成工場敷地を譲渡したときは、当該造成工場敷地の存する市町村の長に対し、委員会規則で定めるところにより、当該造成工場敷地を表示した図書を交付しなければならない。

2 前項の図書の交付を受けた市町村長は、第十九条の公告があつた日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

3 都県等は、委員会規則で定めるところにより、第十九条の公告があつた日から起算して十年間、工業団地造成事業を施行した土地の区域内の見やすい場所に、工業団地造成事業を施行した土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第四節 補則

（費用の負担）
第二十七条 工業団地造成事業に要する費用は、施行者が負担する。

（監督）

第二十八条 建設大臣は、施行者の行なう工事が工業団地造成事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容に従つていないと認める場合においては、その施行者に対し、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その工事の中止又は変更その他必要な措置を命ずることができる。

2 首都圏整備委員会は、第二十一条から第二十三条までの規定に違反する譲受人の決定又は違法若しくは不当な第二十五条の規定に基づく承認若しくは不承認の処分が行なわれたときは、都県若しくは都県の加入する一部事務組合若しくはそれらの長又は日本住宅公団に対し、造成工場敷地の適正な処分及び管理を確保するため必要な限度において、造成工場敷地の処分の差止めを命じ、又は承認若しくは不承認の処分を取り消すことができる。

（報告、勧告等）
第二十九条 建設大臣は、施行者に対して、工業団地造成事業の施行に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は工業団地造成事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 首都圏整備委員会は、都県若しくは都県の加入する一部事務組合若しくはそれらの長又は日本住宅公団に対して、造成敷地等の処分及び管理に関し、この法律の施行

のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は造成敷地等の処分及び管理を適正に行なわせるため必要な勧告若しくは助言をすることができる。

（審査請求）

第三十条 都県等が第二十四条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分に不服がある者は、首都圏整備委員会に対して行政不服審査法（昭和三十一年法律第七号）による審査請求をすることができる。

第三章 雑則

本則に次の一章を加える。

第四章 罰則

（罰則）

第三十六条 第二十四条第一項の規定に違反して、造成工場敷地を製造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第九条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに、市町村長の許可を受けた者又は都県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行つた者

三 第十四条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

四 第二十四条第一項の規定に違

成事業に関する事務を管理すること。

反して、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて製造工場等を建設しなかつた者

五 第二十五条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないうで、造成工場敷地を権利者に引き渡した者

六 第二十五条第二項の規定により附した条件に違反した者

第三十八条 第十二条第二項又は第二十六条第四項の規定に違反して、第十二条第一項又は第二十六条第三項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第三十六条又は第三十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第三十条の規定は、行政不服審査法の施行の日から適用する。

2 都市計画法の一部を次のように改正する。

(都市計画法の一部改正)
第十一条ノ二中「土地区画整理事業」の下に「第十三条ノ工業団地造成事業」を加える。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条 都市計画区域内ニ於ケル工業都市トシテ発展セシムルコトヲ適當トスル首都圏整備法
第二条第五項ノ市街地開発区域内ノ土地ニ付テハ其ノ市街地開発区域ノ開発発展ヲ図ル為首都圏市街地開発区域整備法ノ定ムル所ニ依リ工業団地造成事業ヲ施行スルコトヲ得
第十四条及第十五条 削除
(租税特別措置法の一部改正)

3 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「水防法」を「首都圏市街地開発区域整備法(昭和三十三年法律第九十八号)、水防法」に改める。

第三十八条の三第一項第一号中「買い取られた場合」の下に「第三十一条第一項第二号又は第三十二条第一項第一号の規定の適用がある場合を除く。」を加える。

第六十五条の三第一項第一号中「買い取られた場合」の下に「第六十四条第一項第二号又は第六十五条第一項第一号の規定の適用がある場合を除く。」を加える。

(建設省設置法の一部改正)
4 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号の九の次に次の一号を加える。

五の十 首都圏市街地開発区域整備法(昭和三十三年法律第九十八号)による工業団地造成事業

昭和三十七年四月十一日印刷

昭和三十七年四月十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局